

第7回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和3年1月20日（水）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和3年1月20日（水）午前10時00分から午前11時40分
2. 開催場所 壬生町役場 第2会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
感染対策のため、当面の間推進委員の出席は見合わせる。
5. 議事日程

開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第6 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の件について
日程第7 報告第3号 新規就農の件について
その他
閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神 尚、局長補佐兼庶務係長 岡 洋子
7. 会議の概要
令和3年1月20日（水）【午前10時開会】

- 局長 定刻になりましたので、第7回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
 ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。
 定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
 それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
- 会長 みなさん、あけましておめでとうございます。また、今年一番の寒さの中お集まりいただきありがとうございます。コロナに関しても緊急事態宣言が出ている状態で、壬生町でも36人の感染者が出ていると聞いております。ワクチン接種が早く始まればいいのかなと思います。また、「人・農地プラン」説明会が始まるということです。昨日、第一回の壬生町地区が行われました。総会後に大橋委員からご報告いただければと思います。
 感染対策としても、短時間で速やかに進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは総会を開会します。
- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。
- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、2番 大橋好一 委員、3番 高橋敏男 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。
- 局長 記載のとおり報告
 議案書1ページ2ページをご覧ください。
- ・12月21日(月)人・農地プランの話し合いに関する事前説明会が正庁において開催され、梁島源智会長・篠原正明職務代理・刀川正己農業委員・大橋好一農業委員・高橋敏男農業委員・大関孝男農業委員・琴寄成人農業委員・清水利通農業委員・早乙女 誠農業委員。
 農地利用最適化推進委員から、川嶋敏雄委員長・戸崎浅一副委員長・木野内佳代子副委員長・星川 旭推進委員・鈴木進吉推進委員・小島高雄推進委員・鈴木良一推進委員・中川義人推進委員・廣澤 薫推進委員・刀川利夫推進委員・清水正美推進委員
 神永全始経済部長、事務局より、岡 洋子局長補佐・宇賀神 尚係長と私が、農政課より人見恭司農政課長・東川仁美係長が出席いたしました。
 - ・12月25日(金)県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで開催され、梁島

源智会長・宇賀神 尚係長が出席いたしました。

- ・ 1月14日（木）新規就農認定審査会が第3会議室において開催され、梁島源智会長・篠原正明職務代理・大橋好一農業委員・大関孝男農業委員・高橋敏男農業委員、事務局より宇賀神 尚係長と私が、農政課より、阿部春奈主査が出席いたしました。
- ・ 1月15日（金）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、第3会議室及び現地において開催され、高橋宏治農業委員・琴寄成人農業委員・清水利通農業委員事務局より、宇賀神 尚係長と私が出席いたしました。
- ・ 1月19日（火）人・農地プラン実質化に係る話し合いが六美会館において開催され、大橋好一農業委員・戸崎浅一推進委員、事務局より、岡 洋子局長補佐と私が、農政課より、人見恭司農政課長・東川仁美係長・中島慎太郎主事が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 次に、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書3ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。1/5（火）締切りの時点で、9件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

貸 人	_____	自作地	271㍍
借 人	_____	自作地	271㍍

（土地の表示）

壬生町大字上稲葉	_____番	田	679㎡
他24筆			

合 計 25589㎡

使用貸借権の設定10年間
稼動 1人

第2項

譲渡人 _____ 自作地 9 畝
譲受人 _____ 自作地 3 2 8 畝

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙 _____ 番 田 9 8 1 m²

売買による所有権移転 (_____ 円)

第3項

貸 人 _____ 自作地 2 7 4 畝 貸付地 1 7 畝
借 人 _____ 自作地 2 7 4 畝 貸付地 1 7 畝

(土地の表示)

壬生町大字福和田 _____	番	畑	3 5 9 0 m ²
壬生町大字福和田 _____	番	畑	5 0 6 9 m ²
壬生町大字福和田 _____	番	畑	1 5 8 7 m ²
壬生町大字福和田 _____	番	田	4 2 3 3 m ²
壬生町大字福和田 _____	番	田	6 1 4 m ²
壬生町大字福和田 _____	番	田	4 9 5 0 m ²
壬生町大字福和田 _____	番	畑	2 2 2 5 m ²
		合 計	2 2 2 6 8 m ²

使用貸借権の設定 1 0 年間 稼働 1 人

第4項

譲渡人 _____ 自作地 3 6 畝
譲受人 _____ 自作地 4 8 1 畝 借受地 1 2 畝

(土地の表示)

壬生町大字七ツ石 _____	番	田	6 1 8 m ²
壬生町大字七ツ石 _____	番	田	9 8 1 m ²
壬生町大字七ツ石 _____	番	田	1 4 3 8 m ²
		合 計	3 0 3 7 m ²

売買による所有権移転 (_____ 円)

稼働 3 人

第5項

譲渡人 _____ 自作地 4 0 畝
譲受人 _____ 自作地 1 5 8 畝

(土地の表示)

壬生町大字福和田 _____		畑	5 2 8 m ²
壬生町大字福和田 _____		畑	1 1 2 0 m ²
壬生町大字福和田 _____		畑	3 8 3 m ²
壬生町大字福和田 _____		畑	1 9 8 m ²
		合 計	2 2 2 9 m ²

売買による所有権移転 (_____ 円)

稼働 1人

第6項

貸人 _____ 自作地 163畝

借人 _____ 自作地 163畝

(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____ 番	田	5745㎡
壬生町大字国谷 _____ 番	田	5930㎡
壬生町大字国谷 _____ 番	畑	1498㎡
壬生町あけぼの町 _____ 番	畑	798㎡
壬生町あけぼの町 _____ 番	畑	105㎡
	合計	14076㎡

使用貸借権の設定 10年間

稼働 1人

第7項

貸人 _____ 自作地 170畝 貸付地 12畝

借人 _____

(土地の表示)

壬生町大字福和田 _____ 番	田	4431㎡
壬生町大字福和田 _____ 番	田	4335㎡
	合計	8766㎡

使用貸借権の設定 10年間 稼働 1人

第8項

譲渡人 _____ 自作地 18畝

譲受人 _____ 借受地 87畝

(土地の表示)

壬生町大字福和田 _____ 番	畑	32㎡
------------------	---	-----

売買による所有権移転 (_____ 円/10a)

稼働 1人

第9項

譲渡人 _____ 自作地 10畝

譲受人 _____ 自作地 388畝 借受地 48畝

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 番	田	1017㎡
------------------	---	-------

売買による所有権移転（_____円）
稼動 2人

以上、第1項から第9項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書・添付書類・農地台帳等により確認しましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄成人 委員

●7番 琴寄成人 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項の案件について、去る1月17日に、貸人_____氏立会いのもと、大関孝男農業委員、賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

第2項の案件について、去る1月10日に、譲受人_____氏、立ち合い

のもと、篠原正明職務代理、星川旭農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋敏男 委員

●3番 高橋敏男 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

第3項の案件について、去る1月14日に、譲受人 _____ 氏、立会いのもと、清水利通農業委員、鈴木良一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手) 乾燥

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄成人 委員

●7番 琴寄成人 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

第4項の案件について、去る1月17日に、譲受人 _____ 氏立会いのもと、高橋宏治農業委員、青木幸一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋敏男 委員

●3番 高橋敏男 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

第5項の案件について、去る1月14日に譲受人 _____ 氏、立会いのもと、清水利通農業委員、鈴木良一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

ただし、大字福和田_____番に立木が建っているため、保留といたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 清水利通 委員

補足させていただきます。今、高橋委員から報告があった土地に関しては、一部植木類があるということで、差し戻しました。植木類を全部片づけて、その上で再度申請ということですので、これを除いた中でご審議いただきたいと思います。

○2番 大橋好一 委員

売買代金の_____万円というのは、全部ですか？10aですか？

○事務局 宇賀神農地調整係長

全部です。

先ほど報告があった立木の撤去費用を、譲受人が負担するということを聞いております。

○8番 清水利通 委員

今、事務局から報告があった件について、現地調査の時には説明がありませんでした。このままではだめですかということだったので、それではなんのための現地調査かわからなくなってしまいますので、とりあえず現況に戻すことが基本で、それから再度申請をしてくださいと説明はしましたが、そういう費用を予測して売買価格を設定したということであれば、すでにやっていなければいけない。

○7番 琴寄成人 委員

うちの方でも、親の代から農地を借りていて自分の土地のような感覚だったと思うのだが、無断であまやを建ててしまった例があり、農地に戻すとすると、借主の方が金銭的に余裕がない。そうなるとその案件はそのままになってしまう。その案件その案件での対応があるのではないかと思う。実際、このままだと売買にはいけない。そこのところ少し考えてもらえればと思います。

○2番 大橋好一 委員

実際この土地は、_____氏がずっと維持してきたところですよ。今回、この土地だけを省くのか、一度全部を保留するのか、それとも柔軟に、あとで立木を取り除くという条件を付けて許可をしてもいいのかなという気もしますが。

譲渡人の_____氏は壬生には住んでおらず、実家も更地になっています。譲受人の_____氏が耕作しなければ耕作放棄地になりうる場所なので、立木を伐採してもらおうとの条件を付けての許可があってもいいのかなと思う。

○8番 清水利通 委員

そうすると___万円というのはすべての土地に関わっていて、その中に撤去費用も含まれているので、一筆だけ残して許可というよりはこの案件の一つとして考えたほうがいいのかもしいかないでしょうか。

○7番 琴寄成人 委員

確約を取って、許可というやり方もあるかと思いますが。もとに戻すという確約を取って売買してもいいのかとも思いますが。

○6番 高橋宏治 委員

条件が守られなかった場合はどうしますか。許可後、条件どおりに行われなかったとしても許可の取り消しはできないので。

○5番 篠原職務代理

立木のある一筆だけを除いて、許可をしてもいいのでは。

○2番 大橋好一 委員

一体として考えた方がわかりやすいかと思いますが。

木の伐採さえやっていただければ、許可になるということで。

○8番 清水利通 委員

伐根も含めて___万円だということもあるので、5項案件を一括して考えた方がいいかと思いますが。

○1番 刀川正己 委員

改めての現地確認の時に伐根までしてなかったらどうしますか。

○8番 清水利通 委員

基本的には現状見て指導するしかない。

○2番 大橋好一 委員

5条の現地調査の時か事務局で確認し、写真等を撮って確認できればそれでいいのではないのでしょうか。

○議長 それでは議案第1号第5項について、農地に復元してから総会にかけるということではよろしいですか。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○7番 琴寄成人 委員

先ほどの話ですが、農地に建物を建ててしまったが、農地の売買をしたいという相談なのですが、転用許可を取らないで建ててしまった建物を壊すだけの力（資金力）がないとのこと。そうすると売買ができずに今後は荒れてしまうという状況で、農業委員会としてはどのように対応したらいいのでしょうか？ただ却下だけだと荒地になってどうしようもないと思います。今後このようなケースは出てくるかと思しますので、ある程度統一した考えをもってもらえれば、地主にも借主にも話ができるのですが、現状だとだめですよという話ししかできない。

今回結論を出すというのではなく、考えていってもらえたらと思います。

○9番 早乙女 誠 委員

3条というのは、即 農地として復元できるものがほとんどだと思います。お話の場合は、非農地証明を取ってもらい、5条で手続きしていくのがいいのかと思う。農地でみるのなら、とりあえず壊すようにもっていかないと3条と5条の違いがなくなってしまう。

○7番 琴寄成人 委員

先代の親からの時代に借りているので、現状は無断で建てている。非農地証明を取るのには測量をしなければならぬ。資金が必要になる。

○議長 今後の課題として、県等にも相談していくといいかもも知れない。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 刀川正己 委員

●1番 刀川正己 委員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

第6項の案件について、去る1月13日に、借人_____氏 立会いのもと、早乙女誠農業委員、川嶋敏雄農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第7項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋敏男 委員

●3番 高橋敏男 委員 (7項の現地調査の結果並びに補足説明)

第7項の案件について、去る1月14日に 借人 _____氏、立会いのもと、清水利通農業委員、鈴木良一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第8項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋敏男 委員

●3番 高橋敏男 委員（8項の現地調査の結果並びに補足説明）

第8項の案件について、去る1月14日に 借人 _____氏、立会いのもと、清水利通農業委員、鈴木良一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第9項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女誠 委員

●9番 早乙女誠 委員（9項の現地調査の結果並びに補足説明）

第9項の案件について、去る1月10日に 譲受人 _____氏立会いのもと、琴寄成人農業委員、鈴木進吉農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第9項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書6ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。1/5(火)締切りの時点で、4件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____

譲受人 _____

(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____番 畑 1028㎡

資材置き場を目的とした売買による 所有権移転

第2項

賃貸人 _____

賃借人 _____

(土地の表示)

壬生町大字中泉 _____ 畑 469㎡

壬生町大字中泉 _____ 畑 1163㎡

壬生町大字中泉 _____ 畑 641㎡

合計 2273㎡

園芸用土採取を目的とした1年間の賃借権の設定

第3項

賃貸人 _____

賃借人 _____

(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 畑 964㎡

壬生町大字安塚 _____ 畑 13㎡

合計 977㎡

太陽光発電設備敷地を目的とした20年間の賃借権の設定

第4項

賃貸人 _____

賃借人 _____

(土地の表示)

壬生町大字福和田 _____ 畑 2892.91㎡

園芸用土採取を目的とした1年間の賃借権の設定となっています。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても去る1月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長
の 6番 高橋宏治 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋宏治 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、1月15日(金)、私と 琴寄 成人 委員、清水 利通 委員、大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の5名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____ から北東に約 _____ mに位置する農地で、立地基準は第1種農地に該当します。

事業計画書によると、譲受人は申請地の南側において、電気工事・給排水設備工事業を営んでおり、近年は太陽光発電設備の設置工事も請け負っています。工事の受注増加に伴い、敷地内にある資材置場および駐車場が手狭になっている状況です。事務所に隣接し、十分な面積を確保することができ、道路アクセスの面でも都合の良い申請地を最適地として選定したとのことです。給排水はなく、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。

事業資金 約 _____ 万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、不許可の例外規定「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋宏治 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東に約_____mに位置する農地で、立地基準は農振農用地および第1種農地に該当します。

事業計画書によると、宅地から3m、道路から2m、農地から1mの保安距離を確保し、周囲には防護ネットを施します。最大1.3mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、神奈川県にある_____、_____等に出荷する予定で、埋戻しの用土は_____地内にある自社工場から調達予定であります。

なお、転用実績については、前回地・前々回地ともに農地への復元が完了している状況です。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する現場写真等も添付されており、事業資金_____万円については自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地および第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当します。現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることに付いて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 清水利通 委員

園芸用土の採取に関しては、昨年度来、保安角度を守らないことが非常に多く見られます。事故が起こった時には大変な問題になると思います。それにも関わらず、相変わらず守られていない。年も改まったことですので、今年から壬生町においては、他市町と違った形で指導の徹底・管理をするべきではないかということで、今回の現地調査では徹底して指導しました。今後の案件にしても一貫して指導強化を図るべきかと思っておりますので、その場合の対応はどのようにしたらいいのかと協議い

ただければと思います。

○議長 清水委員からお話がありましたけど、皆さんいかがでしょうか。

○8番 清水利通 委員

今回現地調査で、たまたま現在掘っているところを見たら直掘りしていた。堂々と直掘りしている。一業者だけではなくてすべての業者に、壬生町ではそれではとおらないということをこれからどのような形でチェック・監督していくか。その辺をどう対応していくか協議していただきたい。

○6番 高橋宏治 委員

現在、どのくらいの園芸用土の採取の許可がありますか。

○事務局 宇賀神農地調整係長

毎月1～2件あります。

○6番 高橋宏治 委員

そうすると年間12件から24件だと思うので、毎月2か所ぐらいずつ確認して行って、急に許可取り消しというわけにもいかないでしょうから、郵便を送るとか。

○議長 途中まで掘ったものは埋め戻してもらわないと困るので、許可の取り消しはできない。

○7番 琴寄成人 委員

現地調査の時に、1か所でも2か所でも、抜き打ちで現場を回っていけばいいのでは。

○議長 今後定期的に現地確認をするということでもいいでしょうか。申請の時にも、農業委員会では定期的に現地の確認をするということを伝えてもらいたい。

○8番 清水利通 委員

それで発覚した時には、信用できないということで、次回は許可が下りないとした方がいい。

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。

本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋宏治 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約_____メートルに位置する農地で、立地基準は第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、410ワットのパネル220枚、合計出力90.2キロワットの太陽光発電設備を予定しており、周辺に光を遮るものがなく、必要な事業用地を確保でき、接道が確保されていることから、申請地を最適地として選定したとのこと。事業資金_____万円については、融資で対応するため、融資証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある非代替性が確認できるため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋宏治 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約_____メートルに位置する農地で、立地基準は農振農用地に該当します。

事業計画書によると、宅地から3m、道路から2m、農地から1mの保安距離を確保し、周囲には防護ネットを施します。最大4.0mを掘削し、保安角度を45度

取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の_____に出荷する予定で、埋戻しの用土は栃木市内の_____から調達予定であります。

なお、転用実績については、前回地・前々回地ともに農地への復元が完了している状況です。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する現場写真等も添付されており、事業資金_____万円については自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当します。現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定の(新規・貸借権)に_____委員が、(再設定・貸借権)に_____委員が設定人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の議事にあたり退席することとなります。それでは改めまして、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書7ページからの議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分について
議案書 8～9 ページのとおり、7 件・23 筆・面積合計が 30,300.38 ㎡とな
っております。

次に利用権の新規、使用賃借権分について
議案書 10、11 ページのとおり、7 件・23 筆・面積合計が 19,233.13 ㎡とな
っております。

次に利用権の再設定、賃借権分について
議案書 12 ページのとおり、8 件・11 筆・面積合計が 22,643 ㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の各要件を満たしていると考え
ます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積
計画の件の内、_____委員・_____委員が設定人となる事案を除き、質疑に入
ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第 3 号「壬生町農用地
利用集積計画の件」の内、_____委員・_____委員が設定人となる事案を除き、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 3 号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員・_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、_____委員に退席をお願いします。

(_____委員 退席)

○議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、_____委員
が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたし
ます。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第 3 号「壬生町農用地
利用集積計画の件」の内、_____委員が設定人となる事案について、原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、
_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。
_____委員は、席にお戻りください。

(_____委員 着席)

- 議長 次に、_____委員に退席をお願いします。

(_____委員 退席)

- 議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、_____委員
が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたし
ます。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地
利用集積計画の件」の内、_____委員が設定人となる事案について、原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、
_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。
_____委員は、席にお戻りください。

(_____委員 着席)

-
- 議長 次に日程第5の報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」
事務局より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の1
3ページの4件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に、日程第6の報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の14ページの3件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第7の報告第3号「新規就農の審査の件について」事務局より説明をいたさせます。

●事務局 宇賀神農地調整係長 説明

報告第3号「新規就農の審査の件について」ご説明をいたします。

申請人は、_____氏で_____にお住いの方です。年齢は33歳になります。

理由につきましては、苺農家で仕事をしていく中で、苺作りへの興味と楽しさを感じ、責任と誇りを持って一から苺栽培を行い、美味しい壬生の苺をより多くの人に届けたいと思い、新規就農に至ったと聞いております。

土地については、壬生町大字壬生甲_____ 7,530㎡、壬生町

大字壬生甲_____ 4, 309㎡、合計11, 839㎡を農地法3条で借りる予定になっています。借りる土地については、自宅から歩いて10分と近い場所となっています。販路については、JAしもつけを予定しています。以上です。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、審査結果について、農政特別委員会委員長の大橋好一委員より報告をお願いいたします。

○2番 大橋好一委員（審査結果について報告）

それでは1月14日に開催されました_____氏の新規就農審査会の結果についてご報告します。_____氏につきましては、現在、梁島会長の元で研修を受けております。5年以上苺栽培について学んでおり、技術を習得しております。JAしもつけに出荷予定ということで販路も確保されていることから、計画通り営農開始することが可能と見込まれ、審査会としましては、新規就農することに問題はないと判断しております。以上です。

○議長 ありがとうございます。
ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

○事務局 岡局長補佐

人・農地プランの第1回目の話し合いが行われたので、担当委員の大橋農業委員より報告をお願いします。

○2番 大橋好一 委員

1/19 六美会館で行われた壬生丁地区の話し合い状況を報告

その他

・令和2年農地賃借料情報について⇒原案どおりで決定

事務連絡

・農地の斡旋について

委員さんたちのご尽力により、売買、賃貸が成立しました。

早乙女誠農業委員、鈴木進吉推進委員、戸崎浅一推進委員の斡旋

対象地：壬生甲字車塚_____	畑	9 8 1 m ²
壬生甲 “ _____	畑	4 6 9 m ²
福和田字明神前_____	畑	3 2 m ²
“ _____	畑	3 8 3 m ²
“ _____	畑	1 9 8 m ²

大関孝男農業委員、廣澤薫推進委員の斡旋

対象地：上田字下出_____	畑	1 0, 2 7 8 m ²
“ _____	畑	2 8 7 m ²
“ _____	畑	3 4 1 m ²
“ _____	畑	1, 1 4 3 m ²
“ _____	畑	6, 6 9 1 m ²
“ _____	畑	1, 6 8 5 m ²
“ _____	畑	2 4 7 m ²
“ _____	畑	1, 1 4 0 m ²

・令和3年度農業用免税軽油に係る申請

2/24・2/25・2/26 JAしもつけ青果物一元集荷所2階

・全国農業新聞購読料

継続農業委員 購読料8,400円⇒2月分報酬より控除

新農業委員 購読料4,200円⇒ ”

継続推進委員 購読料8,400円⇒1・2月分報酬より控除

新推進委員 購読料4,200円⇒2月分報酬より控除

・活動記録簿 1月分⇒1/29日までに提出

2月分⇒2/19日までに提出

・令和2年度全国農業新聞普及拡大特別対策費交付金について

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。

また、

コロナの関係で、当面の間、推進さんの現地調査・総会への出席は見合わせます。
現地調査の昼食もお弁当とさせていただきます。

- 議長　ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。
- 議長　以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。
- 5番 篠原正明 委員
人農地プランの話し合いはどれくらいの時間やったのですか。
- 2番 大橋好一 委員
1時間半ぐらいです。
- 7番 琴寄成人 委員
進行は？
- 2番 大橋好一 委員
農政課と農業委員会で進めてくれます。
- 5番 篠原正明 委員
どのような方に来てもらうのがいいですか。
- 2番 大橋好一 委員
地元で規模拡大している方や、中心的にやっている方がいいかと思えます。そうすれば、だれがどこを耕作しているかがすぐにわかり、話しているうちに、この地域としての方向付けが見えてくる。
- 議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第7回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時40分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

2 番 _____

3 番 _____